

重要事項説明書

(介護老人福祉施設)

あなたに対する介護老人福祉施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。(令和8年1月1日現在)

1. 事業者の概要

事業所の名称	社会福祉法人 佐波福祉会
主たる事務所の所在地	山口市徳地八坂1330番地
代表者の氏名	理事長 水津 征洋
電話番号	0835-56-1306

2. ご利用施設

施設の名 称	特別養護老人ホーム とくぢ苑(従来型)
施設の所在地	山口市徳地八坂1330番地
都道府県知事指定番号	3577500063
施設長の氏名	林 正則
電話番号	0835-56-1306
F A X 番号	0835-56-1849

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	山口県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
訪問介護	平成12年4月1日	3577500055	
通所介護	〃	3577500071	35人
地域密着型介護老人福祉施設	平成26年4月1日	3590300285	20人
短期入所生活介護	〃	3577500063	12人
居宅介護支援	〃	3577500014	
認知症対応型共同生活介護	平成15年4月1日	3577500113	9人
高齢者生活支援ハウス	〃		12人

4. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	この施設が行う介護老人福祉施設サービスの運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行並びに老人福祉理念に基づき入居者の生活の安定及び生活の充実を図る。
施設の方針	当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ、自律した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。また、入居者の意思、及び人格を尊重し、常に家庭的な雰囲気をもたらし、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市・町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

5. 施設の概要

介護老人福祉施設「特別養護老人ホームとくぢ苑」(従来型)

敷地		19432.82㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造1階建(耐火建築)
	延べ床面積	3969.59㎡(うちユニット部分 1056.72㎡)
	利用定員	54名

(1)居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
個室	4室	43.30㎡	10.82㎡
個室	4室	57.60㎡	14.40㎡
2人部屋	1室	16.26㎡	8.13㎡
4人部屋	11室	354.44㎡	8.05㎡

(2)主な施設

設備の種類	室数	面積	特色
大ホール	1室	247.60㎡	大きく外庭に面している
小ホール	3ヶ所	236.75㎡	仲良しさんと和気あいあいと食せる
食堂兼機能訓練室	3室	385.44㎡	明るい床面でたのしく
特別浴室	1室	54.00㎡	小浴槽と大浴槽で
一般浴室	1室	8.00㎡	
機械浴室	特殊浴槽1台	中間浴槽1台	座位浴槽1台
医務室	1室	21.60㎡	静養室と隣接、施設の中心にて要
洗面所	3カ所		車イスで使用しやすいように
便所	10箇所		ヒーター付き

6. 職員の配置状況

職種	区分				常勤換算	指定基準
	常勤		非常勤			
	専従	兼務	専従	兼務		
施設長(管理者)		1				
医師				2		必要数
生活相談員		1				1以上
介護職員		33		9	27.3	常勤換算22.0以上
看護職員		5		2	5.8	常勤換算3.0以上
栄養士		1				1以上
機能訓練指導員		1				1以上
介護支援専門員		1				1以上
事務員		5				

7. 職員の職務内容

職 務	職 務 内 容
施 設 長	施設の業務を統括する。
医 師	入所者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
生活相談員	入所者の生活相談、面接、身上調査並びに入所者処遇の企画及び実施に関することに従事する。
介護職員	入所者の日常生活の介護、援助に従事する。
看護職員	入所者の診療の補助及び看護並びに入所者の保健衛生管理に従事する。
栄養士	献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員等の指導等の食事業務全般並びに入所者の栄養指導に従事する。
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止をするための訓練を行う。
介護支援専門員	サービス計画を作成する。
事 務 員	庶務及び会計事務に従事する。

8. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	休 日
施 設 長 栄 養 士 事 務 職 員	8時30分～17時30分	土・日・祝祭日 年末12/30～年始1/3
医 師	毎週 水曜日 標準的な時間帯 13時30分～15時30分	祝祭日 年末年始
介護支援専門員	8時30分～17時30分	年間 約120日
生活相談員	8時30分～17時30分	年間 約120日
看護職員(機能訓練指導員兼務者を含む)	日勤1 8時00分～17時00分 日勤 8時30分～17時30分 遅出1 9時30分～18時30分	年間 約120日
介護職員	早出 7時00分～16時00分 日勤1 8時00分～17時00分 日勤2 8時30分～17時30分 日勤3 9時00分～18時00分 遅出① 10時00分～19時00分 夜勤① 16時00分～翌日 9時00分 夜勤② 16時30分～翌日 9時30分 夜勤③ 17時00分～翌日10時00分	年間 約120日

9. 施設サービスの概要と利用料金

(1) 介護保険給付によるサービス内容

サービスの種類	内 容
食 事	<p>食事時間 朝食 7時30分～ 昼食 11時40分～ 夕食 18時～</p> <p>食事場所 できるだけ離床して食堂でお食ください。施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、食べられない物やアレルギーのある方は事前にお知らせください。お茶または白湯の給湯は随時お申し出ください。</p>
排 泄	<p>排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した援助を行います。 おむつ使用・・・パット・紙オムツ使用 組み合わせで個別に対応いたします。</p>
入浴・清拭	<p>入浴日 月・火・水・木・金・土のうち2日 入浴時間 9時～15時 (午前中を中心で行う予定ですが、時間の都合で午後まで延びる場合がございます。) 清拭は入浴日に入浴しない方をタオル等で身体をお拭きします。</p>
離 床	<p>寝たきり防止のため、体調を見ながらの離床のお手伝いをします。</p>
着替え	<p>朝夕随時の着替えのお手伝いをします。</p>
整 容	<p>身の回りのお手伝いをします。</p>
シーツ交換	<p>シーツ交換は週1回行います。(ただし、汚染の場合にはその都度交換します。)</p>
洗 濯	<p>必要に応じて衣類の洗濯を行います。</p>
機能訓練	<p>機能訓練指導員等による機能訓練をあなたの状況にあわせて行います。</p>
栄養管理	<p>栄養士があなたの状態に応じた栄養ケア計画を作成した上で、定期的に栄養状態を記録・評価し、栄養管理を行います。</p>
口腔衛生管理	<p>歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が行う技術的助言及び指導に基づき、口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し、口腔衛生管理を行います。</p>
健康管理	<p>当施設の医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。 外部の医療機関に通院する場合はできる限り介添えにご協力します。</p>
娯楽等	<p>当施設では、次のような娯楽設備を整えております。 (カラオケ・テレビ)</p>
介護相談	<p>入所者とその家族からのご相談に応じます。</p>

《サービス利用料金》

○ 介護保険給付負担分

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示の額(別表のとおり) (施設介護サービスの1割または2割、もしくは3割の額。介護保険負担割合証に記載された割合を適用する)
法定代理受領できない場合	介護報酬の告示の額

○ 居住費・食費の利用料(別表のとおり)

○ その他

- ・ 利用負担1・2・3段階の方には高額介護サービス費の制度があります。
- ・ 年収要件が一定額以下の方には、社会福祉法人による利用者負担軽減制度があります。

※ 全国一律の利用者負担額の変更があった時は、当事業所が利用者に対し、変更前後の一般的な利用料が記載されている利用料金表及び利用者ごとの個別的な利用料を記載した書面を送付することをもって、介護サービス費利用者負担額変更についての当事業所による説明に代えることといたします。説明後、書面に記載された期限内にサービス利用契約解除の意思表示がなされなかった場合には、利用者負担額の変更に同意したものと取り扱います。

(2) 介護保険給付外サービス内容

サービスの種別	内 容	自己負担額
理髪・美容	職員、理美容師が対応します。それ以外のご希望にも対応いたします。	実費をご負担いただくことがあります
レクリエーション行事	当施設では、レクリエーション行事として、つぎの行事を用意しております。参加されるか否かは任意です。季節行事及び利用者の希望により、苑外活動も実施しています。 1月 新年会 どんと焼き 2月 節分 3月 ひな祭り ふるさと訪問 4月 お花見 春の運動会 ふるさと訪問 5月 ふるさと訪問 6月 あじさい見物 ふるさと訪問 7月 ふるさと訪問 8月 スイカ割り大会 夏まつり大会 ふるさと訪問 9月 敬老会 観月会 ふるさと訪問 10月 秋の運動会 ふるさと訪問 11月 紅葉狩り ふるさと訪問 12月 謝恩会 クリスマス会	実費をご負担いただくことがあります
クラブ活動	当施設では、次のクラブ活動を用意しております。参加されるか否かは任意です。 書道 生花(ボランティア講師)	実費をご負担いただくことがあります
日常生活品の購入代行	衣服、スリッパ、歯ブラシ等日用品の購入の代行をさせていただきます。	実費をご負担いただくことがあります
金銭管理サービス	銀行通帳、実印等の保管サービスのほか、公共料金等の支払等代行サービスを行います。 ご利用されるか否かは任意です。 ご利用される場合は別途ご契約が必要です。	

※ その他、日常生活に必要な物品(ただし、おむつを除きます。)につきましては、ご入所者の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。

※ 医療費について

当施設の嘱託医師による健康管理や療養指導につきましては、介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては、他の医療機関による往診や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになります。

10. 虐待の防止について

当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該施設職員または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 身体拘束について

当施設では、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、入所者または家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体拘束を行うことがあります。その場合は、次の手続きにより行います。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体拘束の開始を検討した上で当該入所者または家族に説明し、同意をいただきます。
- (2) 身体拘束にかかる態様及び時間、その際の当該入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
- (3) 当該入所者または家族に経過を説明し、その他の方法がなかったか等改善方法を検討します。必要がなくなった場合には、直ちに身体拘束を解きます。

12. 衛生管理等

- (1) 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立しています。
- (2) 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 施設の設定及び備品について、衛生的な管理に努めます。

13. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明な点や、疑問、苦情がありましたら当施設(窓口担当者 木村 大樹 電話0835-56-1306)までお気軽に相談ください。

ご意見箱での受付もしていますのでご利用ください。責任を持って調査改善させていただきます。
また、当法人では、地域にお住まいの下記の方を「第三者委員」に任命し地域住民の立場からご意見を頂いています。その他にも下記の県・市にも相談窓口がございますのでお気軽にご相談ください。

【第三者委員】

鈴木 正夫	山口市徳地船路584	電話	0835-56-1057
倉岡 章	山口市徳地柚木2013	電話	0835-58-0007
岡村 利子	山口市徳地野谷1848	電話	0835-56-0017

【市苦情相談窓口】

山口市役所介護保険課 山口市亀山町2番1号 電話083-934-2795

【県苦情相談窓口】

山口県国民健康保険連合会 山口市朝田1980-7 電話083-995-1010
介護保険課苦情相談係

15. 協力医療機関

医療機関の名称	三田尻病院
院長名	豊田 秀二
所在地	防府市お茶屋町3-27
電話番号	0835-22-1110
診療科	内科・外科他
入院設備	あり

16. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームとくぢ苑消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホームとくぢ苑消防計画」にのっとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	1個所
	自動火災報知機	あり	屋内消火栓	3個所
	誘導灯	11個所	非常通報装置	あり
	ガス漏れ報知機	あり	漏電火災報知機	なし
	非常用電源	あり		
	カーテン、布団等は防煙・難燃性能のあるものを使用しております。			
消防計画	消防署への届出日 令和6年7月11日 防火管理者 古川 裕二			

17. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間(原則として) 8時30分～20時00分 来訪者は玄関備え付けの面会票に記入の上、必ずその都度職員に届け出てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	必要最小限お預かりします。
通帳・現金等の管理	別途契約によりお預かりします。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

18. 緊急時の対応

入居者が身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする場合、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。職員はナースコール等で入居者から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行います。

また、予め近親者等緊急連絡先を届けておられる場合は、医療機関への連絡とともに緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。

19. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

(1)意見箱を設置し、利用者及び家族の意見を把握しております。

(2)第三者による評価の実施状況:なし

介護老人福祉施設サービスの提供に際し、上記のとおり重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

特別養護老人ホームとくち苑 職名 氏名 印

私は重要事項の説明を受け、介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

氏 名 印

署名代行者氏名 印 (続柄)

署名代行者住所